介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約

　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、〇〇地域包括支援センター（以下「乙」という。）は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に関し、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 乙は、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の定めるところにより、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲に対し、介護予防サービス・支援計画書を作成し、かつ、適切な介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第２条　この契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から１年間とします。ただし、有効期間満了日の２日前までに、甲から文書による契約の終了の申し入れがない場合には、この契約は自動的に１年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者）

第３条　乙は、乙に所属する保健師その他介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する担当職員を担当者（以下「担当者」という。）として指定し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を担当させるものとします。

２　乙は、必要に応じ、担当者を交替することがあります。ただし、その場合には、甲に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

３ 甲は、乙が指定した担当者の交替を希望する場合には理由を明らかにし、乙に対して担当者の交替を申し出ることができます。

（介護予防サービス・支援計画書の作成）

第４条　担当者は、甲及び甲の家族の置かれた状況等を考慮して、甲に提供するサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ、介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

２　担当者は、介護予防サービス・支援計画書の原案作成に当たり、サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に甲又は甲の家族等に対して提供し、甲にサービスの選択を求めるものとします。

３　担当者は、前項で作成した介護予防サービス・支援計画書の原案に盛り込んだサービス等について、その種類、内容、利用料等について甲及び甲の家族等に対して説明し、甲の同意を得た上で決定するものとします。

（介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与）

第５条　乙は、介護予防サービス・支援計画書作成後においても、次の各号に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するものとします。

(1) 甲及び甲の家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。

1. 介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。

（介護予防サービス・支援計画書の変更）

第６条　甲が介護予防・サービス支援計画書の変更を希望した場合、又は乙が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、甲と乙双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

（サービス利用料金の支払い）

第７条　乙の提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、甲の自己負担はありません。ただし、甲の介護保険料について、滞納が一定期間ある場合は、一旦全額自己負担となることがあります。

２　前項の他、甲は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を受ける場合には、交通費実費相当額を乙に支払うものとします。

（事業者の記録作成・交付の義務）

第８条　乙は、甲に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に際して作成した記録、書類を整備し、契約の完結の日から５年間保管し、甲又は甲の家族の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

第９条　乙及び乙に従事する者は、正当な理由がない限り、甲に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する上で、知り得た甲及び甲の家族等に関する事項を漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

２　前項にかかわらず、甲に係るサービス担当者会議での利用など、正当な理由がある場合には、甲又は甲の家族等その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、個人情報を用いることができるものとします。

（損害賠償）

1. 乙は、甲に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たり、甲又は甲の家族の生命、身体及び財産に損害が発生した場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、事業所又はセンターの故意または過失によらない時は、この限りではありません。

（契約の終了）

第11条　甲は乙に対して、契約終了希望日の7日前までに文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

２　次の事由に該当した場合は、甲は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 　乙が正当な理由なく、本契約に定める介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施しない場合

(2) 　乙及び乙に従事する者が、第９条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 　乙が故意又は過失により、甲又は甲の家族等の身体、財産及び信用等を傷つけ、若

しくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 　乙が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(5)　 乙が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

３　乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際し、甲が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 　甲が、故意又は重大な過失により乙若しくは担当者の生命、身体、財産及び信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

４　次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

(1)　甲が介護保険施設若しくは認知症対応型共同生活介護や特定施設に入所又は入院

することになった場合

(2) 小規模多機能型居宅介護を利用することになった場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) 更新申請又は変更申請に基づく認定結果が、要介護と認定された場合又は非該当と認定された後、事業対象者にならなかった場合

（苦情処理）

第12条　乙は、その提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する甲等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第13条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

（介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務の一部委託）

第14条　乙は、甲に提供する介護予防サービス・支援計画書の作成に関する業務のうち、別に定める業務を、甲の了解のもとに別に指定する指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙両者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

　令和　　年　　月　　日

甲　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　（法定代理人）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　（署名代行人）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　（利用者家族）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住所

　　　　事業者名

○○地域包括支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　 印

契約書第14条の規定による委託業務について、次のとおり定めます。

１　乙は、　　　　　　　　　　　　　　　(以下「居宅」という。)に、以下の業務を委託します。

(1) アセスメントの実施

(2) 介護予防サービス・支援計画書原案の作成

(3) サービス担当者会議の開催（省略できる場合があります）

(4) 介護予防サービス・支援計画書の交付

(5) モニタリング

(6) 評価

(7) 給付管理

２　前項に掲げる業務を委託するときは、本契約書の第３条から第11条までの規定を準用します。この場合において「乙」とあるのは「居宅」と、「担当者」とあるのは「介護支援専門員」と読み替えます。

３　第３条第２項の規定により、介護支援専門員を交替するときは、乙に予め報告し、了承を得ることとします。

４　甲は、居宅に対して介護支援専門員の交替を、また、乙に対して居宅の交替を申し出ることができます。ただし、交替を希望する理由を明らかにしなければなりません。

５　第６条の規定により、甲が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合及び、居宅が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合には、乙に予め報告し了承を得ることとします。

６　居宅は第８条の規定により、乙から記録、書類の閲覧又は複写物の交付請求について、閲覧又は複写物の交付をするものとします。

７　甲が、第11条第1項に規定する契約を解除するときは、居宅に予め連絡した上で、乙に文書で通知することとします。

８　居宅は、第11条第３項の規定する苦情処理にあたっては、乙と互いに連携し、適切に対応するものとします。

９　居宅が、介護予防サービス・支援計画書原案の作成の業務を行ったときは、乙に内容の確認と意見を求めることとします。